

令和2年度 追加募集

美浜区は、皆さまのまちづくり活動を応援しています!!

美浜区地域活性化支援事業 事業提案の募集要項

地域課題の解決や活性化など、皆さまが美浜区内で主体的に行う取り組みに対して、活動資金などを支援します!

募集期間 令和2年4月20日(月)~5月20日(水)

●対象団体

町内自治会、ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、商店会、大学の学生サークル 等

区内で主体的にまちづくり活動を行う(予定の)団体

※政治・選挙・宗教活動、公益を害する恐れのある活動を行う団体などは除きます。

●支援コース

①地域づくり活動支援(上限額20万円)※最大3年

②地域拠点支援 ※新たに拠点を確保する場合に限る

ア 改装費等補助 (上限額50万円)※初年度のみ

イ 家賃補助 (上限額 月額10万円)※最大3年

<事業実施団体の構成により補助率が異なる場合がありますのでお問い合わせください>

【お問い合わせ】

美浜区地域振興課地域づくり支援室

〒261-8733 千葉市美浜区真砂5-15-1 美浜区役所3階

電話:043-270-3122 FAX:043-270-3191

E-mail chiikishinko.MIH@city.chiba.lg.jp

<ホームページ>「美浜区地域活性化」をキーワードに してください。

<目次>

1	事業の趣旨・目的	3ページ
2	募集する事業提案	3ページ
3	事業の実施期間	5ページ
4	応募資格	5ページ
5	申し込み（事業提案の申請）	5ページ
6	審査・選考	6ページ
7	補助金の交付	7ページ
8	事業の実施及び事業の振り返り等	7ページ
9	実績報告及び活動報告会	8ページ
10	事業の評価及び公表	8ページ
11	注意点等	8ページ
12	その他	8ページ
◎	令和2年度「追加募集」美浜区地域活性化支援事業に係るスケジュール	9ページ
◎	申請書類記載例（参考）	10～14ページ

<本事業に関するお問い合わせ先>

美浜区地域振興課 地域づくり支援室
〒261-8733 千葉市美浜区真砂5-15-1 美浜区役所3階
電話 043-270-3122
E-mail chiikishinko.MIH@city.chiba.lg.jp

<ホームページ>

「美浜区地域活性化」をキーワードに してください。

【寄附金募集のご案内】

美浜区では、区民主体のまちづくりや、地域の活性化を推進するために実施する各種事業に利用させていただき寄附金を募集しております。皆さまのご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

詳しい募集のご案内は、「**美浜区 寄附金**」で してください。

1 事業の趣旨・目的

美浜区地域活性化支援事業は、地域課題の解決や地域活性化のために、区民の皆さまが主体的に取り組むまちづくり活動に対し、支援を行うものです。

活動を通じて、区民の皆さまが暮らしやすい地域が形成されていくことを目指す制度です。

2 募集する事業提案

① 地域活性化支援コース

補助事業	<p>町内自治会等の団体が実施する、地域課題の解決や地域活性化に貢献する地域づくり活動</p> <p>(例) 子どもと高齢者の多世代交流 地域の高齢者の見守り活動 多文化共生のための人材育成 等</p>
補助対象者	<p>町内自治会 ボランティア団体 市民活動団体 NPO法人 市内の高等学校・大学の生徒・学生もしくは教職員で構成される団体（以下「学生等で構成される団体」という。） 商業団体 その他区長が適当と認める団体</p>
補助対象経費	<p>報償費（講師・指導者・協力者への謝金。団体内での謝金や単価5万円を超えるものを除く。） 旅 費 消耗品費 食糧費（当該団体における親睦のための飲食に要するものを除く。） 印刷製本費 光熱水費 通信運搬費 手数料 広告料 保険料 施設・機材等の使用料及び賃借料 備品購入費（原則、購入単価 2 万円以上のもの。パソコンなどの私用に供されるものは対象外。購入前に美浜区の検査を受けることを条件とする。） 負担金</p>
補助率・金額等	<p>補助対象経費から当該補助金以外の収入額を控除した額の10分の10</p> <p>上限額 1年間で20万円</p>
補助期間	<p>最大3年（補助金の交付は3回までとなります。）</p> <p>※毎年度の申請及び審査が必要となります。審査により2年目以降は事業採択を行わない場合があります。</p>

② 地域拠点支援コース ※新たに拠点を整備する場合に限りです。

補助事業	美浜区の地域課題の解決や地域の活性化に貢献する地域づくり活動を行うための拠点を整備 (例) 地域課題を踏まえた地域課題解決のためのコミュニティビジネス拠点 子育て支援を行う多世代交流拠点 地域での高齢者の見守りのためのコミュニティサロン			
補助対象者	町内自治会、市民活動団体 ボランティア団体 NPO法人 学生等で構成される団体 商業団体 その他区長が適当と認める団体			
補助対象経費	ア 改装費及び事業開始経費の補助		イ 家賃の補助	
	地域拠点の整備に必要な改装費及び事業開始に必要な経費 賃金 報償費(講師・指導者・協力者への謝金。団体内及び単価5万円を超えるものを除く。) 旅費 消耗品費 食糧費(当該団体における親睦のための飲食に要するものを除く。) 印刷製本費 修繕料 光熱水費 通信運搬費 手数料 広告料 保険料 委託料 施設・機材等の使用料及び賃借料 工事請負費 原材料費 備品購入費 負担金		新たに地域拠点を確保するために必要な家賃 (敷金・礼金、共益費、管理費などは除く。)	
補助率	学生等で構成される団体と連携する場合	その他の場合	学生等で構成される団体と連携する場合	その他の場合
	補助対象経費の10分の10	補助対象経費の2分の1	補助対象経費の10分の10	補助対象経費の2分の1
補助限度額等	上限額 1年間で50万円 補助期間 1年のみ(初年度) ※1事業につき初年度の1回のみとなります。		上限額 月額10万円 補助期間 最大3年 ※ 毎年度の申請及び審査が必要 となります。審査により2年目以降は事業採択を行わない場合があります。	

3 事業の実施期間

申請年度の補助金交付決定の日から当該申請年度の末日までの間とします。補助金は②地域拠点支援コース「ア 改装費及び事業開始経費の補助」を除き、3年（3回）まで交付を受けることができます。

※ただし、**毎年度の申請及び審査が必要**となり、審査により2年目以降は事業採択を行わない場合があります。

4 応募資格

(1) 申請団体の要件

- ア 区内で活動する町内自治会、ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、市内の高等学校・大学の生徒・学生もしくは教職員（以下「学生等」といいます。）で構成される団体、商業団体等であること。
- イ 1年以上継続して活動している。又は今後1年以上継続する活動が見込める団体であること。
- ウ 団体の事務所が千葉市内にあること。団体の事務所が無い場合は、代表者が千葉市内に居住していること。
- エ 団体の代表者は、未成年者ではないこと。ただし、代表者が未成年者である団体において、当該支援事業の実施に関して、事業の申請までに書面にて保護者もしくは在学・在勤など所属する組織の承諾を得ている場合はその限りでない。

(2) 対象事業の要件

- 申請する事業が、次のいずれにも該当すること。
 - ア 主として美浜区内での活動であること。
 - イ 事業の実施者が自発的に計画し、責任をもって運営にあたること。
 - ウ 同一内容の事業について、本補助金若しくは平成23・24年度美浜区民ふれあい事業「魅力ある美浜区づくり活動支援」に係る補助金の交付を3年以上受けていないこと。（地域拠点支援コースにおける、改装費及び事業開始経費は、初年度の1回に限る。）

- 申請する事業が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 政治活動、選挙活動、宗教活動又は公益を害する活動を行っている団体の事業
 - イ 特定団体の構成員のみを対象とする事業
 - ウ 資格・免許等の取得誘導又は特定の流派や組織の宣伝・勧誘を行う事業
 - エ 本市からの補助、助成及び委託を受けている事業
 - オ 講演会・イベントの開催のみを目的とした事業

5 申し込み（事業提案の申請）

(1) 提出書類（ア～オ）

- ア 美浜区自主企画事業補助金交付申請書（様式第1号）
※規約・役員名簿・パンフレットなど、団体の構成・概要がわかる書類を添付してください。
（すでに活動している団体の場合は、活動実績がわかる書類も添付してください。）
- イ 事業計画書Ⅰ（様式第3号）
- ウ 収支予算書（様式第4号）

エ 事業計画書Ⅱ（様式第3号の2）

※過去に当制度による支援を受けた団体（平成23・24年度に魅力ある美浜区づくり活動支援事業の補助金交付を受けていた団体も含む）に限る。

オ ②地域拠点支援コースの「ア 改装費及び事業開始経費の補助」に関して、修繕料、委託料、工事請負費、原材料費、備品購入費については見積書など価格のわかるものを提出してください。

カ プレゼンテーション用資料を電子データで作成する場合は、当該データを提出してください。
（プレゼンテーションについては6（1）を参照）

※ア～エについては、美浜区地域活性化支援事業HPから様式をダウンロード可能です。
なお、申請にあたっては、本要項、本事業に係る要綱・要領等を熟読のうえお申し込みください。

（2）事業提案の募集期間

令和2年4月20日（月）から令和2年5月20日（水） **17時00分必着**

（3）提出先

美浜区 地域振興課 地域づくり支援室

〒261-8733 千葉市美浜区真砂5-15-1 美浜区役所3階

電話 043-270-3122

※提出された書類は返却いたしませんので、必ず控えをとっておいてください。

※書類内容を確認させていただきますので、可能な限り事前連絡のうえ直接窓口にお越しください。

6 審査・選考

（1）審査について

本事業における支援対象事業は、審査委員会による事業内容等の審査、選考を経て決定されます。申請書による書類審査のほか、企画提案プレゼンテーションにより行われます。プレゼンテーションにおいては、審査委員との質疑応答が行われます。

プレゼンテーション 【参加必須】

■開催日時 令和2年6月29日（月）※時間未定（事業提案数によるため）
※時間については募集締め切り後に決定し、各団体あてに通知します。

■場 所 美浜区役所 4階 講堂

■その他

（1）プレゼンテーション用資料を電子データで作成する場合は、提出書類とともに、当該データを提出いただきます。

※パワーポイント形式もしくはPDF形式でデータを作成いただき、CD-R等の他、E-mailにより提出してください。アドレス：chiikishinko.MIH@city.chiba.lg.jp
また、提出物は原則として返還いたしません。

（2）プレゼンテーションを欠席した団体の事業は、選考の対象外となりますのでご注意ください。

(2) 選考結果について

選考結果につきましては、事業の採択・不採択に関わらず各団体あて文書で通知いたします。
また、区ホームページにおいても採択事業について周知いたします。

<事業採択の時期について>

プレゼンテーション終了後の7月上～中旬を予定しています。

※事業採択の決定日以降の事業活動に伴う支出が補助対象の経費となります。

(事業採択の決定日より前の支出は補助対象となりませんのでご注意ください。)

<条件付き事業採択について>

事業の選定にあたっては、提案された区分と別の区分での事業実施が妥当であると判断した場合などには、別の区分での事業実施を条件に採択させていただくほか、事業の改善などのために一部提案内容に変更や修正をお願いしたうえで事業採択を行う場合があります。

(結果として申請額より補助金交付決定額が減額となる場合もあります。)

7 補助金の交付

補助金の交付決定は、8月1日(土)を予定しています。

美浜区自主企画事業補助金交付決定通知書(様式第5号)が送付された後、請求が可能となります。通常、請求書類の提出から約2週間～3週間後を目安に入金されます。

なお、補助金の交付は概算払で、年度末に精算します。

8 事業の実施及び事業の振り返り等

(1) 事業の実施

採択された事業実施団体は、申請した事業計画などに沿って事業を実施していただきます。

(実施する事業内容に大きな変更が発生する場合には事前にご相談ください。状況により事業計画変更に係る書類の提出が必要となります。)

(2) 事業の振り返り(中間期・事業終了時)

事業の中間期・事業終了後に、区が示す振り返りシート(アンケート形式)に基づき、事業の振り返り(事業の進捗状況等の確認)を行っていただきます。

(3) フォローアップ研修への参加

美浜区の実施するフォローアップ研修会(年間1～2回程度)への参加を依頼します。

可能な限り、ご出席をお願いいたします。

(4) 活動状況の取材協力・区ホームページ等への掲載

実施事業の活動状況を把握するため、区職員による活動状況の取材・ヒアリングを行いますので、ご協力をお願いします。

また、活動状況を区民の皆さまに周知するため、区ホームページ等に掲載します。

9 実績報告及び活動報告会

(1) 実績報告

事業完了後、要綱に定める様式により実績報告をしていただきます。事業報告書、収支決算書のほか、領収書又はレシート（写し可）の添付が必要となります。

※領収書の宛名は必ず団体名とすること。（個人名や上様などは不可）

※支出内容が必ず分かるようにすること。（「お品代」等は不可）

※領収書やレシートが無いものは、補助金の支出として認められません。

(2) 活動報告会（名称：美浜区まちづくり活動報告会）

美浜区まちづくり活動報告会（開催時期は令和3年4月中旬を予定）に出席していただき、区民の皆さまに実施した事業の内容、成果、課題等について、発表していただきます。

※開催時期は、変更となる場合があります。

10 事業の評価及び公表

事業報告いただいた事業の成果等について、区で評価を行います。

また、その結果を美浜区ホームページ等で公表します。

11 注意点等

(1) 申請した事業内容は原則として変更できません。（やむをえない理由で変更する場合は、事業計画変更に関する書類提出等が必要となりますので事前にご相談ください。）

(2) 提出された書類に虚偽の記載が発見された場合などは、事業採択後であっても、決定の取り直し又は補助金の返還を求める場合があります。

(3) 申請した事業を行わなかった場合や、事業縮小により必要な費用が減少した場合には、補助金の全額もしくはその一部の返還を求める場合があります。

(4) 中間報告・検査などとして、事業の実施中に書類の提出を求める場合があります。

令和2年度「追加募集」美浜区地域活性化支援事業に係るスケジュール

ステップ	時期	説明等
事業申請	令和2年 4月20日(月) ～5月20日(水) 《17時必着》	支援に係る事業提案申請の期間です。 ＜提出書類＞ ①美浜区自主企画事業補助金交付申請書(様式第1号) ◆団体の構成・概要等がわかる書類を添付(既に活動している団体は活動実績のわかる書類も添付) ②事業計画書Ⅰ(様式第3号) ※過去に当事業(旧事業含む)による支援を受けたことのある団体は事業計画書Ⅱも併せて提出 ③収支予算書(様式第4号)
プレゼンテーション	6月29日(月) 美浜区役所4階 講堂 《参加必須》	事業提案に関して、区で指定した時間帯にプレゼンテーションを行っていただきます。 ※参加が必須となります。
審査による採択決定	7月上～中旬 (予定)	審査により、事業の採択・不採択を決定し、各団体に結果を通知します。 採択団体には補助金交付請求書を提出していただきます。 ＜提出書類＞ ①美浜区自主企画事業補助金一括事前交付請求書(様式第7号) ②預金通帳の写し(委任状が必要な場合もあります) ③補助金交付決定通知書の写し
補助金の交付	8月上旬以降 (予定)	補助金請求関係書類提出後、3週間程度で入金されます。 ※書類提出が遅れた場合や書類に不備がある場合などは入金が遅れる場合があります。 ※補助金の交付は概算払で、年度末に精算します。
事業の実施	採択決定から 令和2年度末 の期間	補助金の交付決定日から当該事業の実施開始となります。 ※活動について、取材や資料提供の協力をお願いする場合があります。また、団体における中間期と終了時の事業振り返り(アンケート)、フォローアップ研修を行います。事業終了後には区による評価を行い、その評価は公表します。
実績報告	補助金交付に係る 活動の終了後	完了後、令和2年度の活動実績報告をしていただきます。 ＜提出書類＞ ①美浜区自主企画事業実績報告書(様式第8号) ②収支決算書 ③領収書のコピー(レシートも可) ④その他区長が必要と認める書類
活動報告会	令和3年 4月中旬頃 (予定)	区民の皆さんに広く周知して、新たなまちづくり活動への参加などを目的とするため、各支援団体により事業活動を報告していただきます。(美浜区まちづくり活動報告会への参加) ※区指定の日時に報告いただきます。

記 載 例

令和〇〇年〇月〇〇日

美浜区自主企画事業（美浜区地域活性化支援事業）
補助金交付申請書

（あて先）千葉市美浜区長

申 請 団 体	団体・グループ名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			
	住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			
	代表者 職・氏名(※)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			
	(※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。				
	電話番号 (携帯電話)	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	F A X	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
		〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	電子メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇〇	
	設立（活動開始）年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	構成員数（会員数）	〇〇人	
	ホームページ	無 ・ 有 【URL】 http://www.〇〇〇〇			
	活動趣旨・目的	団体の活動趣旨、目的を記入してください。 今回申請する事業のみではなく、団体の活動全体について記入してください。			
	活動内容・実績	団体の活動内容、これまでの活動実績を記入してください。 今回申請する事業のみではなく、団体の活動全体について記入してください。			
	助 成 実 績	(過去) 助成金の名称、助成元の団体名、事業名、金額、時期等を記入してください。助成実績が無い場合は記入不要です。			
申 請 事 業	事 業 名	「事業計画書」に記載の事業名と同一のものとしてください。			
	支 援 コ ー ス	(申請する支援コースを1つ選んで○をしてください)			
	共催・後援・協賛等	無 ・ 有 → 共催・後援・協賛・協力 [〇〇の会]			
	補助金交付申請額	収支予算書の「1収入市補助金」と同額 円			
	事業総経費 (対象事業費)	[収入総額（見込み）]	収支予算書の「1収入計」と同額 円		
	[支出総額（見込み）]	収支予算書の「2支出計」と同額 円			
	実施時期・期間	令和2年 〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年 〇月〇〇日			
	添 付 書 類	1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. その他区長が必要と認める書類 令和3年3月31日までの期間			
* 代表者以外の方が連絡担当者になる場合、下記もご記入ください。					
連 絡 担 当 者	役 職		氏 名	団体の規約、構成員・活動内容がわかる資料を添付してください。	
	電話番号 (携帯電話)	- -	F A X		- -
	住 所	上記の代表者以外の方が連絡担当者になる場合は、こちらも記入してください。			

* 美浜区自主企画事業補助金交付要綱ならびに美浜区地域活性化支援事業に係る実施要領等の関係法令等を熟読の上申し込みます。

記 載 例

団体名	○○○○○○○
-----	---------

事業計画書 I

応募する活動・事業について

事 業 名	○○○○○○○○○
目 的 (解決したい地域課題など)	○○○○○○○○ <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 課題となっている地域の状況とそれをどうしたいのかなどを記入してください。 </div>
取 組 内 容	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 課題を解決するための取組みについて、具体的（どこで、何を、どうするのか等）を記入してください。 </div>
実施スケジュール	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 1か月単位くらいを目安に実施予定の内容を具体的に記入してください。 【例】 4月 ○○○○○○○○ 5月 □□□□□□□□ 6月 △△△△△△△△ </div>

記 載 例

様式第3号の2

団体名 ○○○○○○

事業計画書Ⅱ

(過去にこの補助金もしくは魅力ある美浜区づくり活動支援事業補助金を受けた団体)

過去に補助金を受けた年度	○○年度
金 額	○○○○円
事 業 名	○○○○○○○○
過去に補助金を受けた活動・事業の成果	
<p>過去に本補助金もしくは魅力ある美浜区づくり活動支援事業補助金の交付を受けて実施した活動内容と、活動により得られた成果を具体的に記入してください。</p>	
過去に補助金を受けた活動・事業における課題	
<p>活動を通じて見つかった課題を具体的に記入してください。</p>	
今年度申請する事業について、過去の課題を受けて改善、又は拡大した項目について○をつけ(いくつでも)、その内容について記入してください。	
(項 目) 1 事業の対象 2 実施場所・地域 3 実施体制 4 広報 5 その他 ()	
(改善・拡大した内容)	
<p>過去の課題を受けて改善、拡大を図った項目の番号に○をつけ、その内容を具体的に記入してください。</p>	

記 載 例

様式第4号の1

I 地域づくり活動支援コース

団体名

収 支 予 算 書

1 収入

収入科目	金額（円）	内 訳
市補助金	200,000	美浜区地域活性化支援事業補助金
寄付金		
参加費	10,000	〇〇〇〇〇
雑収入	30,000	
その他		
収入計	240,000	

収入の合計額と支出の合計額は同額となります。

2 支出

支出科目	金額（円）	内 訳
報償費	30,000	〇〇〇〇〇
旅 費		
消耗品費	80,000	〇〇〇〇〇
食糧費		
印刷製本費	70,000	〇〇〇〇〇
光熱水費		
通信運搬費	10,000	〇〇〇〇〇
手数料		
広告料		
保険料		
使用料及び賃借料	20,000	〇〇 〇〇
備品購入費	30,000	
負担金		
その他		
支出計	240,000	

内訳欄には、支出の内容・金額の内訳を具体的に記入してください。

その他の欄には、補助金からの支出として認められない支出がある場合、記入してください。

注) 以下のような助成金の使用は対象としません。

- ・会員間での親睦のための食糧費
- ・団体内、または単価5万円を超える報償費

※収支予算書（様式第4号の2）【 II 地域拠点支援コース 】も同様に記入してください。